

## 岐阜市外国人介護人材日本語学習支援補助金交付要綱

令和 7年 8月25日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護施設等で就労する外国人に対し、日本語学習（日本語を習得するための学習をいう。以下同じ。）の支援を行う介護施設等を補助するため、予算の範囲内で行う岐阜市外国人介護人材日本語学習支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護施設等」とは、市内に所在する次に掲げる施設等をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者が当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所
- (2) 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者が当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所
- (3) 法第48条第1項に規定する指定施設サービス等を行う施設
- (4) 法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者が当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所
- (5) 法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者が当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる介護施設等以外の介護施設等で就労する介護職種の技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の2の表の技能実習の在留資格をもって在留する者をいう。）、介護分野における特定技能外国人（入管法別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する者をいう。）又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第21条第2号に規定するインドネシア人介護福祉士候補者、フィリピン人介護福祉士候補者若しくはベトナム人介護福祉士候補者（以下「外国人介護人材」という。）に対する日本語学習の支援（雇入れの日から1年を経過した外国人介護人材に対する支援に限る。以下同じ。）とする。

- (1) 国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）若しくは独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方公共団体若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合若しくは地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に

規定する地方独立行政法人が運営する介護施設等（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が運営するものを含む。）

(2) 他から補助金の対象となる外国人介護人材を対象とした日本語学習の支援に係る給付を受けている介護施設等

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、介護施設等を運営する法人とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第6条 外国人介護人材1人当たりの補助金の額は、一の介護施設等における補助対象経費の額を合計した額（消費税及び地方消費税を除く。）を日本語学習の支援を受けた外国人介護人材の総数で除して得た額の2分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、65,000円を上限とする。）とし、補助対象事業者には、各外国人介護人材分を合計した額を交付する。ただし、一の介護施設等当たり一の年度につき13万円を上限とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、岐阜市外国人介護人材日本語学習支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 日本語学習の支援を行う外国人介護人材の雇用が確認できる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、岐阜市外国人介護人材日本語学習支援補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の内容等の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、当該交付決定に係る補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分に変更が生じたときは、岐阜市外国人介護人材日本語学習支援補助金事業経費配分（内容）変更承認申請書（様式第3号）に当該変更に係る第7条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第15条の規定による実績報告は、補助対象事業を完了した日から30日を経過した日又は補助対象事業の完了した年度の3月31日のいずれか早い日までに岐阜市外国人介護人

材日本語学習支援補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費の支払が確認できる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（情報通信技術を利用する手続等）

第11条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定（準用する場合を含む。）によることができる。

- (1) 第7条及び第9条の規定による申請並びに前条の規定による報告 情報通信技術活用条例第3条第1項から第3項まで
- (2) 第8条の規定による通知 情報通信技術活用条例第4条第1項から第3項まで  
（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年8月25日から施行し、同年4月1日以降に実施した補助対象事業について適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	日本語学習を支援するために要する報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費及び教材費に限る。）、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料に限る。）、使用料及び賃借料、委託料、負担金（入学金及び受講料を対象にしたものに限る。）並びに備品購入費（単価300,000円以上の備品を除く。）
--------	---

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（申請者）

郵便番号

所在地

法人の名称

代表者職氏名

電話番号

岐阜市外国人介護人材日本語学習支援補助金交付申請書

岐阜市外国人介護人材日本語学習支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- |           |     |   |
|-----------|-----|---|
| 1 申請額     | 金   | 円 |
| 2 所要額調書   | 別紙1 |   |
| 3 事業実施計画書 | 別紙2 |   |

（添付書類）

- ・日本語学習の支援を行う外国人介護人材の雇用が確認できる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

補助金の交付の決定通知の受取方法（希望する受取方法にチェック☑をしてください。）

- 書面による通知を希望する。
- 電子メールによる通知を希望する。（メールアドレスをご記入ください。）

メールアドレス	
---------	--

(別紙 1)

所要額調書

介護施設等名

補助対象経費 (税抜)	区分	金額 (税抜)	支出の内訳 (※単価、数量等を詳細に記入)
	報償費	円	
	旅費	円	
	消耗品費	円	
	印刷製本費	円	
	教材費	円	
	通信運搬費	円	
	手数料	円	
	保険料	円	
	使用料及び賃借料	円	
	委託料	円	
	負担金	円	
	備品購入費	円	
	合計額	円	
補助額	円	1,000円未満切捨て。 外国人介護人材1人につき65,000円、一の介護施設等につき130,000円を上限とする。	

備考

- 1 記入欄が不足する場合は、適宜、別紙に記載して添付すること。
- 2 支出の内訳の記入は、見積書の添付等に代えることができる。

(別紙2)

事業実施計画書

受入介護施設等名	
氏名	
国籍	
雇用開始年月日	年 月 日
申請年度における事業 (予定) 期間及び月数	年 月 日 ~ 年 月 日 (ヶ月)
日本語学習の方法 (具体的に)	

備考 外国人介護人材ごとに作成してください。

様

岐阜市長

岐阜市外国人介護人材日本語学習支援補助金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました岐阜市外国人介護人材日本語学習支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、次のとおり決定しましたので、岐阜市外国人介護人材日本語学習支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 補助金を交付します。

補助金の交付額 円

交付の条件

- (1) 補助対象事業の内容、補助対象経費の配分又は執行計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

2 補助金を交付しません。

補助金を交付しない理由：

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

（申請者）

所在地

法人の名称

代表者職氏名

岐阜市外国人介護人材日本語学習支援補助金事業経費配分（内容）変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた岐阜市外国人介護人材日本語学習支援補助金について、下記のとおり事業の経費の配分（内容）を変更したいので、承認されるよう申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

既交付決定金額	金	円
変更後の額	金	円

3 所要額調書 別紙1

4 事業実施計画書 別紙2

(別紙 1)

所要額調書

介護施設等名

補助対象経費 (税抜)	区分	金額 (税抜)	支出の内訳 (※単価、数量等を詳細に記入)
	報償費	円	
	旅費	円	
	消耗品費	円	
	印刷製本費	円	
	教材費	円	
	通信運搬費	円	
	手数料	円	
	保険料	円	
	使用料及び賃借料	円	
	委託料	円	
	負担金	円	
	備品購入費	円	
	合計額	円	
補助額	円	1,000円未満切捨て。 外国人介護人材1人につき65,000円、一の介護施設等につき130,000円を上限とする。	

備考

- 1 変更のある箇所のみ記載すること。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜、別紙に記載して添付すること。
- 3 支出の内訳の記入は、見積書の添付等に代えることができる。

(別紙2)

事業実施計画書

受入介護施設等名	
氏名	
国籍	
雇用開始年月日	年 月 日
申請年度における事業 (予定) 期間及び月数	年 月 日 ~ 年 月 日 ( ヶ月)
日本語学習の方法 (具体的に)	

備考 外国人介護人材ごとに作成してください。

年 月 日

（あて先）岐阜市長

所在地

法人の名称

代表者職氏名

岐阜市外国人介護人材日本語学習支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた岐阜市外国人介護人材日本語学習支援補助金に係る事業が完了しましたので、岐阜市外国人介護人材日本語学習支援補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

- |           |     |     |
|-----------|-----|-----|
| 1 交付決定額   | 金   | 円   |
| 2 事業完了日   | 年   | 月 日 |
| 3 所要額精算書  | 別紙1 |     |
| 4 事業実施報告書 | 別紙2 |     |

（添付書類）

- ・領収書その他の補助対象経費の支払が確認できる書類
- ・その他市長が必要と認める書類

補助金の額の確定通知の受取方法（希望する受取方法にチェック☑をしてください。）

- 書面による通知を希望する。
- 電子メールによる通知を希望する。（メールアドレスをご記入ください。）

メールアドレス	
---------	--

(別紙1)

所要額精算書

介護施設等名 \_\_\_\_\_

補助対象経費 (税抜)	区分	金額 (税抜)	支出の内訳 (※単価、数量等を詳細に記入)
	報償費	円	
	旅費	円	
	消耗品費	円	
	印刷製本費	円	
	教材費	円	
	通信運搬費	円	
	手数料	円	
	保険料	円	
	使用料及び賃借料	円	
	委託料	円	
	負担金	円	
	備品購入費	円	
	合計額	円	
補助額	円	1,000円未満切捨て。 外国人介護人材1人につき65,000円、一の介護施設等につき130,000円を上限とする。	

備考 記入欄が不足する場合は、適宜、別紙に記載して添付すること。

(別紙2)

事業実施報告書

受入介護施設等名	
氏名	
国籍	
雇用開始年月日	年 月 日
申請年度における 事業期間及び月数	年 月 日 ~ 年 月 日 (ヶ月)
日本語学習の方法 (具体的に)	

備考 外国人介護人材ごとに作成してください。